

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」
の一部を改正する告示案等に対する意見募集への提出意見（原文）

順号	提出意見の原文
1	<p>本告示は、果実酒、甘味果実酒の内外での規制齟齬を解消するもので業界でも望まれていた改定である。特に EU など海外で使用されていた物品もあり国内製造ワインだけでなく、輸入ワインについても望ましい改定である。今後ともこのような改定を進めて頂きたい。</p>
2	<p>改正に賛成です。 新たな添加物を追加していただくことにより製品の品質向上や作業効率を高める等の簡素合理化につながります。</p>
3	<p>改正に賛成です。 新たな添加物を追加していただくことにより製品の品質向上や作業効率を高める等の簡素合理化につながります。</p>
4	<p>本改正に賛成です。日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）の大枠合意に基づく内容であり、本改正が国内ワイン市場の活性化および日本ワインの新たな市場確保につながる内容と認識しております。今回追加の添加物によって、国内製造ワインの品質向上およびコスト低減が期待できます。</p>
5	<p>フェロシアン化カリウムについては追加について不適切と考える。 シアンが含まれた化合物については望ましくないと考える。 なお、タンニンについての記述追加については特に意見は無いが、炭酸水素カリウム及びL-酒石酸カルシウムについての追加は適切なものと思われた。 なお、告示改正案及び通達改正案において、タンニンにおいての記述及びフェロシアン化カリウム追加についての記述はあるものの、同様に意見募集要領の文書中の改正概要中において言及のある炭酸水素カリウム及びL-酒石酸カルシウムについての記述が無いように見る。 それらについての記述が無いのがミスなのかどうかは不明なのであるが、ミスなのであれば記述を行っておくべきと考える。（ただし、繰り返すが、フェロシアン化カリウムについては追加について不適切と考える。）</p> <p>意見は以上である。</p>